

埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱

制 定 平成23年4月1日

改 正 平成28年1月21日

改 正 平成29年4月1日

改 正 令和3年2月2日

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしいハード・ソフトの工夫をしている優良なマンションを埼玉県子育て応援マンションとして知事が認定することで、子育てしやすい住環境の形成と今後の高齢社会を支える若年世代の県内への定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) マンションとは、共同住宅（長屋を含む）をいう。
- (2) 埼玉県子育て応援マンション（以下「応援マンション」という。）とは、埼玉県内のマンションのうち、別に定める子育てに配慮した要件及び基準に適合するものとして知事が認定するものをいう。
- (3) 住戸専用面積とは、住戸に供する専用部分のうち、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含み、バルコニー、アルコーブを除いた部分の面積をいう。
- (4) 子育て支援サービスとは、子どもを生み、育てる者を支援するサービスをいう。
- (5) 申請者とは、マンションの開発事業者または販売事業者等で応援マンションの認定を受けようとする者をいう。
- (6) 多子世帯向け住戸とは、居室数が5以上もしくは、一定の条件を満たす住戸専用面積が80㎡以上ものをいう。
- (7) 既存とは、この制度要綱が施行される前に着工しているものをいう。

(認定対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となるマンションは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 全住戸の2分の1以上の住戸の住戸専用面積は、分譲住宅の場合は65㎡以上、賃貸住宅の場合は55㎡以上であること。または、全住戸の100分の15以上の住戸が多子世帯向け住戸であること。
- (2) 階数が2以上の場合は、エレベーターを設置していること。ただし、2階建てのメゾネット形式の建築物の場合は、この限りでない。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能第5条第1項に定める設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書を取得していること。ただし、この制度要綱が施行される前に着工している場合は、この限りでない。
- (4) その他法令等に違反していないこと。

(認定基準)

第4条 応援マンションの認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マンションの管理運営において子育てに資する工夫を実施していること。

- (2) 前条の住戸において、住戸専有部分の仕様が、子育てに資するものであること。
- (3) マンションの共用部分の仕様が、子育てに資するものであること。
- (4) マンションが子育てに適している立地にあること。

2 前項の認定基準に関し必要な事項は、埼玉県子育て応援マンション認定基準で定める。

(認定の申請)

第5条 申請者は、認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 位置図（周辺の施設の状況を記載）
- (2) 設計図（設計概要書、配置図、外構図、各階平面図、立面図）
- (3) 住戸詳細図
- (4) 住戸規模表（様式第2号）
- (5) 建築基準法に基づく確認済証の写し
- (6) 設計段階における住宅性能評価書の写し（既存の場合は不要）
- (7) 第4条の認定基準を満たすことが分かる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により認定申請書を提出した申請者は、認定を受けようとするマンションの工事中止等の理由により、認定申請を取り下げる場合は、すみやかに知事にその旨を通知しなければならない。

(認定審査)

第6条 知事は、前条第1項の規定により申請があったマンションについて認定審査を行う。

(認定)

第7条 知事は、前条の審査の結果をふまえ、その計画が実行された際に認定基準に適合すると判断できる場合は、認定し、認定書（様式第3号）を交付するとともに、その概要を公表することができる。また、認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知（様式第4号）により申請者にその旨を通知する。

2 申請者は、設計認定を受けたマンションであることについて広告・表示する場合、次の各号に定める事項を記すことができる。

- (1) 当該マンションが応援マンションの認定を受けたこと。
- (2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

(変更認定の申請)

第8条 前条第1項の規定により認定を受けた申請者は、第5条第1項による申請内容のうち第4条に定める認定基準に係る事項を変更した場合、すみやかに変更認定申請書（様式第5号）に変更内容が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、変更内容が、変更後も認定基準を満たすことが明らかで、軽微である場合はこの限りでない。

(変更認定審査)

第9条 知事は、前条の規定により申請があったマンションについて、変更認定審査を行う。

(変更認定)

第10条 知事は、前条の審査の結果をふまえ、その計画が実行された際に認定基準に適合すると判断できる場合は、変更を認定し、変更認定書（様式第6号）を交付する。

2 知事は、前項により認定された変更の概要を公表することができる。

(工事竣工の届出)

第11条 申請者は、当該マンションの建設に係る工事が竣工又は既存のマンションで認定されたときは、竣工届出書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 建設住宅性能評価書の写し（既存の場合は不要）
- (2) 建築基準法に基づく完了検査済証の写し
- (3) 第4条の認定基準を満たすことが分かる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じて認定マンションの申請者に対し、第3条及び第4条の規定の適合状況についての報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、第7条第1項による認定及び第10条第1項による変更認定を取り消し、申請者に認定取消書（様式第8号）により通知する。

- (1) 認定マンションが認定基準に適合しなくなった場合
- (2) 認定マンションの申請者から認定の取消しの申出があった場合
- (3) 認定マンションが滅失した場合
- (4) 申請者が、正当な理由なく第8条に規定する申請又は第11条に規定する届出を怠った場合
- (5) その他、知事が認定を取り消す必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消すとき、理由を付して申請者に通知する。

（施行の細目）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、要領に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援マンション認定申請書

次の建築物について、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱第7条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、同要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

建築物の名称	(新設 ・ 既設)		
所在地			
用途地域			
工事着手予定日	令和 年 月 日		
工事竣工予定日	令和 年 月 日		
敷地面積	m ²	住戸戸数	分譲戸 賃貸戸
構造及び階数		延べ面積	m ²
子育て応援に関する コンセプト			

(様式第3号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援マンション認定書

次の建築物について、審査の結果、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第7条第1項の規定により、認定します。

記

認定番号	第 号
認定年月日	令和 年 月 日
建築物の名称	(新設 ・ 既設)
所在地	
子育て応援に関する コンセプト	
注意事項	契約者には、認定住戸の有無や認定内容などを重要事項説明書に記載するなど、十分説明してください。

(様式第4号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援マンション認定基準に適合しない旨の通知

次の建築物について、審査の結果、同要綱第7条第1項の規定により、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱の認定基準に適合しない旨を通知します。

記

申請年月日	令和 年 月 日
建築物の名称	(新設 ・ 既設)
所在地	
理由	

(様式第5号)

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援マンション変更認定申請書

次の建築物について、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱第5条による申請内容に変更が生じたので、同要綱第8条の規定により申請します。

記

建築物の名称	(新設 ・ 既設)		
所在地			
用途地域			
工事着手予定日	令和 年 月 日		
工事竣工予定日	令和 年 月 日		
敷地面積	m ²	住戸戸数	分譲戸 賃貸戸
構造及び階数		延べ面積	m ²
子育て応援に関する コンセプト			
変更内容			

(様式第6号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援マンション変更認定書

次の建築物について、審査の結果、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第10条第1項の規定により、変更設計認定します。

記

変更認定番号	変更第 号
変更認定年月日	令和 年 月 日
建築物の名称	(新設 ・ 既設)
所在地	
子育て支援サービス 等の内容	
注意事項	契約者には、認定住戸の有無や認定内容などを重要事項説明書に記載するなど、十分説明してください。

(様式第7号) 新築の場合

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援マンション竣工届出書

埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱に基づく認定を受けた次の新築の建築物
について工事が竣工したので、同要綱第11条の規定により届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号		
認 定 年 月 日	令和 年 月 日		
建 築 物 の 名 称			
所 在 地			
用 途 地 域			
工 事 竣 工 年 月 日	令和 年 月 日		
敷 地 面 積	m ²	住 戸 戸 数	分 譲 戸 賃 貸 戸
構 造 及 び 階 数		延 べ 面 積	m ²
子 育 て 応 援 に 関 す る コ ン セ プ ト			

(様式第7号) 既存の場合

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は事務所の所在地、名称及び申請者氏名)

埼玉県子育て応援マンション竣工届出書

埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱に基づく認定を受けた次の既存の建築物
について、同要綱第10条の規定により届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号		
認 定 年 月 日	令和 年 月 日		
建 築 物 の 名 称			
所 在 地			
用 途 地 域			
工 事 竣 工 年 月 日	令和 年 月 日		
敷 地 面 積	m ²	住 戸 戸 数	分 譲 戸 賃 貸 戸
構 造 及 び 階 数		延 べ 面 積	m ²
子 育 て 応 援 に 関 す る コ ン セ プ ト			

(様式第8号)

住 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

埼玉県子育て応援マンション認定取消書

次の建築物について、審査の結果、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱の認定基準に適合しないことが認められたため、同要綱第12条の規定により認定を取り消します。

記

認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	令和 年 月 日
建 築 物 の 名 称	(新 設 ・ 既 設)
所 在 地	
理 由	